十三　サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプローラム又はガリナルムであるものに限る。）（別名家きんサルモネラ感染症菌）
十四　マカウイルス・アルセラパインヘルペスウイルス一（別名悪性カタル熱ウイルス）
十五　マカウイルス・オバインヘルペスウイルス二（別名悪性カタル熱ウイルス）
十六　インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（血清亜型がH三N八又はH七N七であるものであつて、馬から分離されたものに限る。）（別名馬インフルエンザウイルス）
十七　ベシウイルス・ベシキュラーエグザンテマオブスワインウイルス（別名豚水疱疹ウイルス）

（届出伝染病等病原体の所持の届出）

第五十六条の二十八　法第四十六条の十九第一項本文の届出は、事業所ごとに、別記様式第四十六号による届出書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

一　法人にあつては、法人の登記事項証明書
二　届出伝染病等病原体取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図
三　届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届出伝染病等病原体の取扱いに係る室の間取り、設備、用途及び出入口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図
四　届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届出伝染病等病原体の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図（当該主要部分が全て前号の平面図に図示されている場合を除く。）
五　その他当該届出に係る届出伝染病等病原体取扱施設が法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の技術上の基準に適合していることを説明した書類

2　法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　所持の開始の年月日
三　届出伝染病等病原体取扱施設の位置、構造及び設備

（家畜の伝染性疾病の検査を行つている機関の届出伝染病等病原体の所持の基準）

第五十六条の二十九　法第四十六条の十九第一項第一号の規定による届出伝染病等病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。

一　保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。
二　当該所持をする間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き届出伝染病等病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
三　滅菌等をする場合にあつては、所持の開始の日から十日以内に、第五十六条の三十三第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをする場合にあつては、所持の開始の日後遅滞なく行うこと。

（所持の届出に係る変更及び不所持の届出）

第五十六条の三十　法第四十六条の十九第二項の規定による変更及び不所持の届出は、別記様式第四十七号による届出書に、変更の届出にあつては第五十六条の二十八第一項第二号から第五号までに掲げる書類を添えてするものとする。

（記帳）

第五十六条の三十一　法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十五第一項の規定により届出所持者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。

一　受入れ又は払出しに係る届出伝染病等病原体の種類及び数量
二　届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しの年月日
三　届出伝染病等病原体の保管の方法及び場所
四　使用に係る届出伝染病等病原体の種類
五　届出伝染病等病原体の使用の年月日
六　滅菌譲渡に係る届出伝染病等病原体の種類
七　届出伝染病等病原体の滅菌譲渡の年月日
八　届出伝染病等病原体の滅菌等の方法及び場所
九　届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名
十　届出伝染病等病原体の使用をした者の氏名
十一　届出伝染病等病原体の滅菌等をした者の氏名
十二　届出伝染病等病原体取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検した者の氏名

2　前項の帳簿には、第五十六条の二十二第二項から第四項までの規定を準用する。

（届出伝染病等病原体取扱施設の基準）

第五十六条の三十二　法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　当該届出伝染病等病原体取扱施設に、管理区域を設定すること。
二　届出伝染病等病原体の保管庫は、実験室等の内部（出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内部）に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
三　届出伝染病等病原体の実験室等は、次のとおりとすること。
イ　実験室等の内部の壁、床、天井その他届出伝染病等病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。
ロ　実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの届出伝染病等病原体の拡散を防止するための措置を講じていること。）。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
(1)　届出伝染病等病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
(2)　動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
ハ　実験室等に、足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
ニ　実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
四　実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。
イ　飼育設備は、当該実験室等の内部に設けること。
ロ　第五十六条の二十七第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。
(1)　排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができる構造であること。
(2)　排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。
(3)　排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。
五　届出伝染病等病原体の滅菌等設備は、当該届出伝染病等病原体取扱施設の内部に設けること。
六　一年に一回以上定期的に当該届出伝染病等病原体取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

2　前項の規定は、第五十六条の三第九号ハからトまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。